

会議録

会議の名称	令和5年度 第2回 枚方市大規模小売店舗立地審議会
開催日時	令和6年1月12日（金） 開始時刻 午前10時00分 終了時刻 午前11時40分
開催場所	枚方市役所 第三分館 第3会議室
出席者	会長：久委員、副会長：若井委員 委員：大下委員、西堀委員、堀家委員、皆川委員
欠席者	—
案件名	大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議 (1) (仮称) ドラッグコスモス山之上北町店 (2) (仮称) ドラッグコスモス菊丘店
提出された資料等の名	[資料1] (仮称) ドラッグコスモス山之上北町店 [資料2] (仮称) ドラッグコスモス菊丘店 [資料3] (仮称) ドラッグコスモス菊丘店の住民説明会における質問事項抜粋 [参考資料1] 大規模小売店舗立地審議会委員名簿 [参考資料2] 枚方市附属機関条例（抜粋） [参考資料3] 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程（抜粋） [参考資料4] 枚方市情報公開条例（抜粋） [参考資料5] 枚方市大規模小売店舗立地審議会の傍聴に関する取り扱い要領
決定事項	・審議案件について、「意見なし」の答申を行うことを決定
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	1人
所管署 (事務局)	観光にぎわい部 商工振興課

審 議 内 容

○久会長

定刻になりましたので枚方市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。本日はお忙しいなか、本審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

まず、委員の出席状況及び本日の進め方等について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

本日は委員6名のうち、6名の方にご出席いただいておりますので、枚方市附属機関条例第5条第2項の規定により、本審議会が成立していることをご報告いたします。

また、本日の会議録作成にあたりまして、会議内容を録音させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

続きまして、本日の資料について確認させていただきますので、お手元の資料をご確認ください。

本日は、この資料をスクリーンへの投影も行いながらご説明させていただきます。

本日の資料は、次第に記載のとおり、

資料1 ドラッグコスモス山之上北町店の届出概要

資料2 ドラッグコスモス菊丘店の届出概要

資料3 ドラッグコスモス菊丘店の住民説明会に係る質疑応答について

参考資料1 大規模小売店舗立地審議会委員名簿

参考資料2 枚方市附属機関条例（抜粋）

参考資料3 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程（抜粋）

参考資料4 枚方市情報公開条例（抜粋）

参考資料5 枚方市大規模小売店舗立地審議会の傍聴に関する取り扱い要領でございます。

次に「会議の公開・非公開」および「会議録の公表・非公表」についてです。本審議会の会議における「会議の公開・非公開」と「会議録の公表・非公表」については、「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」により、昨年10月開催の令和5年度第1回審議会において、会議は公開、会議録についても公表の決定をしていただきました。

今回も同様に「会議は公開、会議録は公表」とさせていただきます。

なお、会議録につきましては、事務局で作成し、規程第6条のとおり会議終了後、概ね2月以内に作成・公開するものです。

以上でございます。

○事務局

ありがとうございます。それでは、以降は久会長に、審議会の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○久会長

ありがとうございます。

それでは、本日の会議も公開ということですので、傍聴希望者はいらっしゃいますか。

○事務局

はい。本日の傍聴希望者は1名です。

○久会長

傍聴希望者の方を、会議室に入室していただきますようお願いします。

(傍聴者入室)

○久会長

それでは案件(1)「(仮称)ドラッグコスモス山之上北町店」について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

(資料1について説明)

説明は以上です。

○久会長

ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からの説明について、委員の皆様からご質問あるいはご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

○西堀委員

交通面について2点お聞きします。

1点目は、伝達事項の所で指摘されている右折入退場についてです。店舗への経路をみると、店舗前で右折入場しない経路とするとかなり迂回をする必要があります。現実的な経路案内になるのか心配ですが、考え方を教えていただきたいです。

2点目は、交通量調査を令和4年に行ったということですが、コロナ渦の影響があったか、調査当時と比べて、現状は増えているのかどうか確認したいです。

○事務局

届出書では迂回経路をお示ししていますが、大規模小売店舗立地法に基づくルール上、左折入退場が望ましい扱いですので、それに沿った考え方です。例外的には、交通量に著しい影響がなければ、右折も容認されると考えています。店舗前の市道岡東山之上東1号線は、右折入退場が禁止されている道路ではありません。令和4年の調査については、確かに交通量については一定増えているかと思いますが、店舗の来店台数を考慮すると、そ

ここまで交通渋滞が引き起こされるものではないかと考えられます。

○西堀委員

交通量については理解しました。

例外的に右折入場も認められるという話でしたが、開業までにそういった運用を検討されているのか、それとも左折入場で開業した後に影響があれば見直すということのいずれでしょうか。

○事務局

店舗設置者としては、大規模小売店舗立地法に基づくルールの原則に則って左折入退場を促すことを考えており、そのために表示物や誘導員を講じているので、開店後に右折待ち渋滞が予想される場合は対策を講じていただく扱いです。

○西堀委員

原則、左折入退場で開業したのちに、実態と一致していないということであれば、新たに対策を考えるということによろしいですか。

○事務局

開店後の交通状況を随時注視し、渋滞等発生すれば店舗設置者に適宜指導していきたいと考えております。

○久会長

私の自宅近隣の店舗は、右折しないよう掲示物を設置していますが、実際は右折入場しています。誘導員が誘導してくれない限り、掲示物だけではそんなに効果はないかと考えます。私が勤務する大学の近所のスーパーマーケットでは常時誘導員がおられ、右折しないように促しているため、ほぼ右折入退場する車はありません。今は売り出し日と買物客が多い時期での誘導員配置を想定していますが、土休日等の様子をみながら、誘導員の配置頻度の見直しをしていただく必要があります。

○大下委員

伝達事項（案）の3つ目の廃棄物に関する内容ですが、事業系一般廃棄物と産業廃棄物は混合しないよう分けることとあります。廃棄物保管施設では、カテゴリで分けているケースが多いですが、どのような分け方を想定していますか。保管場所が種類別で分かれている中で、さらに事業系一般廃棄物と産業廃棄物を分けるとなると、実際の廃棄物排出時に店舗従業員が迷う気がします。廃棄物としてどのような産業廃棄物や事業系廃棄物が出てくるか想定していますか。店舗設置業者に対してもう少し親切に伝える必要があるのではないのでしょうか。

○事務局

環境部と協議した中での意見です。事業系一般廃棄物の事業者が、産業廃棄物の処理に係る契約もしており、収集運搬するケースが多いとのこと。混同して積み込み、市内の廃棄物処理場に持ち込む懸念です。出来れば廃棄物保管庫は、産業廃棄物と事業系一般廃棄物を分けて運用して頂きたいのが理想ですが、店舗設置者による運営の中では、1か所に置くしかないケースもあるので、その場合は混同しないように分別した保管ができるよう、看板を設置していただいて、収集運搬の時にも混同しないようにしていただきたいと考えています。前回の審議会においても、若井委員からお話いただいたとおり、ただ分別の形を作るだけではなく、従業員ひとりひとりが分別の理解をしっかりとって配置することで、分別徹底の状態を維持することが望ましいのではないかとということで、3番目の意見を述べさせていただきました。

店舗が開店後は、事業系一般廃棄物と産廃廃棄物の区分に係る表示についても必要な指導を行っていきます。

○久会長

恐らく色々な方が廃棄物保管庫に廃棄物を持ち込むはずなので、全ての方が理解して事業系一般廃棄物と産廃廃棄物が区別できる所までしていただかないと、大下委員の仰った懸念は払しょくできないと思います。

○若井副会長

3点ほど確認したいです。

1点目は駐車場の容量についてです。繁忙期は駐車できない車が場外にあふれて渋滞を起こすことが懸念されます。その時の対応策はどの程度考えておられますか。

2点目は騒音についてですが、実際に音を聞き取る方は、区別して聞き取るわけではないのでクレームを言いやすいです。いつ、どのような意見があったかを記録しておくことが有効な騒音対策への情報となります。実用的なデータの収集保存をお願いしたいです。

3点目は廃棄物についてです。店舗内にも来客用のごみ箱はありますか。店舗利用者も区別せずに廃棄するのでごみが混在します。せめて、可燃物と不燃物のゴミ箱を設けることが望ましいです。

○事務局

駐車場については、大規模小売店舗立地法に基づくルールに沿った形で、必要台数が用意されています。繁忙期に駐車場が満車になった場合の対応は、誘導員が別の駐車場に誘導することや混雑がひどい時には臨時駐車場を設けることが、他店の事例を踏まえ考えられます。出店後にそういった場合があれば、店舗設置者に具体的な対策を取るように伝えていきたいです。

また、騒音については伝達事項として伝えます。

来客用のごみ箱については未確認のため、出店後に確認します。

○久会長

店舗側としても駐車場があふれるほどお客さんが来てくれるのは嬉しいことなので、収まるような台数が原則かと思います。

1点確認ですが、荷捌きの搬出入は午前6時以降と説明でしたが、廃棄物の搬出も6時以降ですか。私の自宅近隣の店舗は、午前4時半くらいに搬出されています。午前4時半の音は騒音値としては小さくともとても気になります。騒音の基準値に収まっていたとしても、就寝中の音は耳障りに聞こえます。出来れば早朝には搬出しないで頂きたいです。

○事務局

この店舗での廃棄物搬出の時間は、午前6時から午後9時までです。

○西堀委員

店舗の前面道路について確認したいです。地図を見る限り、道路の東側には歩道があるように見えますが、店舗がある西側に歩道があるのか分からなかったので、歩道の有無を教えてくださいたいです。

店舗対面側は老人ホーム建設予定地となっていますが、建設状況はどうなっていますか。住民説明会の時にこの老人ホームの方のご意見は聞いていますか。

また、信号交差点が近くにあるので店舗側への道路横断は可能だとは思いますが、老人ホームの入居者や勤務される方の乱横断が発生しないか心配されます。この点どのように考えますか。

○事務局

歩道に関しては、市道西側の店舗前にもあります。

高齢者施設の進捗については未把握のため確認します。

高齢者施設の関係者については、南側の信号交差点にある横断歩道を渡っていただくこととなります。

○西堀委員

目の前に店舗があれば、ショートカットしたい気持ちが湧いてくるものです。車いすの方が独りで行くことは想定しにくく、職員の方も指導はされると思いますが、高齢者の乱横断による事故は多いので、注視していただきたいです。

○事務局

乱横断される方は少なからずいらっしゃると思いますので、出店後に顕著にみられるようであれば、表示物や誘導員による啓発といった対策が必要と考えられます。

○久会長

従業員がいれば常時確認ができます。店長に1日に何度か駐車場や周りの状況を確認いただき、すぐに対応できるようにしていただきたいです。

それでは、本件について、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見はないものとして、よろしいですか。

(異議なし)

○久会長

本審議会でもいただいた伝達事項を事務局案に追加する形でよろしいですか。

(異議なし)

○久会長

本審議会の伝達事項については、私と事務局で整理をさせていただき、内容が反映できているか、委員の皆様にも後日確認していただくこととします。

次に案件(2)「(仮称)ドラッグコスモス菊丘店」について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

(資料2、3について説明)

資料説明は以上です。

○久会長

ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からの説明について、委員の皆様からご質問あるいはご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

○堀家委員

この店舗の出入口は、西側と南側の2か所あります。枚方公園駅方面から京都方面へ行くのに通り抜けするために、市道から店舗に入って、国道1号の出口から出る形で、抜け道利用する可能性があります。対策はありますか。

○事務局

駐車場はゲート式となっており駐車券を発券することとなります。商品を購入した場合に、駐車券処理を行い、ゲートが開く取組をしているため、通り抜け利用はできないと聞いています。また、ゲートは出入口2か所に設置すると聞いています。

○皆川委員

国道1号の国道菊丘交差点は混雑することがあるので、国道1号から南方面(香里ヶ丘

方面)への抜け道利用もあるかと思いましたが、それもできないということですか。

○事務局

それもできないと聞いています。

○久会長

市道と国道1号とのネットワークを知っていれば使い分けができますが、知らない方にとってはどのように回っていけるのか分かりづらいので、非常に悩ましい場所です。駐車場や店内でも良いですが、入退場において市道と国道1号でどこへ向かうことができるのかを掲示していただいて、初めて来られるお客様でも、スムーズな入退場ができる形にしてはどうでしょうか。

○事務局

案内経路の表示物を掲示できるか、店舗設置者にお伝えします。

○久会長

国道1号の京都方面から大阪方面へ走行する車は店舗が見えたとしても、国道菊丘交差点を周って来ないといけないですが、どこかで誘導サインが出ますか。

○事務局

店舗の国道側の出入口の東側に表示物を出す予定と聞いています。

○皆川委員

国道1号で大阪方面から店舗に来る場合にも当てはまりますが、国道菊丘交差点には中央にガードレールがあるため、大阪方面からは右折できません。国道菊丘交差点の手前の道を左折し、市道方面へアクセスできる経路はあるが分かりにくいです。その経路で来店する方もいるかと思うので、例えば誘導看板を設置するのも一案かと思えます。ガイドをうまくしてあげる必要があります。その予定はありますか。

○事務局

出来る限りスムーズな形で車を誘導できるように対策を取れるか、店舗設置者にお伝えします。

○皆川委員

どれくらいの入店台数があるかによりますが、交通量が軽減した方がありがたいと思います。大阪方面から来るのと京都方面から来るのとで混乱してしまい、ぐるぐると抜けたりする可能性がありますし、通り過ぎると戻ってくるのに大変です。

○久会長

チラシ、HP も含め、丁寧にアクセスルートを説明していただいたほうが良いです。国道1号は走行速度が速いので、加速の苦手な方は合流が難しいので、市道へ回ってもらえるようにしていただくと良いかと思えます。

○大下委員

廃棄物についても山之上北町店と同様に、先ほど副会長から店舗内の来店客用のごみ箱の話もありましたが、同じように検討頂ければと思います。

この店舗自体は、造成して店舗を設置することですが、高さがそれなりにあり、市道から開発道路を経て店舗まで勾配があります。店舗と国道側の出入口はどうなっていますか。勾配はありますか。

○事務局

店舗と駐車場は付近の勾配は小さく、駐車場から店舗敷地西側の出入口にかけてのアプローチ部分は勾配があります。

○西堀委員

周辺道路状況と来退転経路について、右折入場をできるだけしないという事が基本となりますが、市道を北進する車が開発道路がある信号なし交差点を右折することは仕方のないことですか。

○事務局

開発道路を作り警察と協議した結果、最終的には信号なし交差点の形に至った経緯を踏まえると、市道から開発道路への右折は法的に問題無いとは考えられます。

○西堀委員

懸念されるのが、市道上で開発道路に入る右折車が滞留すると、国道1号をアンダーパスした後すぐに開発道路との交差点がある形になるので、市道を直進する車にとっては視認性が良くないことです。案内看板等で警戒を促すような表示をしておいたほうがより安全です。市道を香里ヶ丘から来る車が国道菊丘交差点を左折し、国道1号を経由して入店する経路は、信号待ちがあるため選ぶとは考えにくいです。開発道路の取り付け口が、国道1号の国道菊丘交差点への取り付け道路との信号なし交差点と近接しており、しかもカーブの出口という事が心配されます。そのあたりは検討の余地ありかと考えます。

また、開発道路についてですが、店舗の敷地内の路面標示については、図面に落とされていますが、開発道路の路面標示がどんなものかわからないので教えていただきたいです。傾斜があるということで自転車が走ることを考えると、上りはいいとしても下りはスピードが出るので自転車に対する案内もあるべきと考えます。これについては道路管理者や交通管理者で検討することかもしれませんが気になっています。

○事務局

市道と開発道路の間の信号なし交差点では、右折待ち渋滞が懸念されるので、市道と開発道路との信号なし交差点には右折を控えていただくよう表示物を設置し、繁忙期は案内人にプラカードを持たせる対策を取る必要があります。表示物の設置場所は、開発道路との信号なし交差点の南側に高さ5 m程度の表示物を出し、南側から来ても車の中からも視認できる内容と聞いています。

開発道路から市道へ降りていく斜面は、店舗出口付近に「一旦停止」「徐行」「止まれ」等の表示物を設置して、降りるときの速度を緩和するよう考えているそうです。

○西堀委員

右折入場を控えていただく表示物の設置場所は、場所はどこですか。

○事務局

表示物の設置場所は、市道と開発道路との信号なし交差点から数メートル南の場所です。

○久会長

事務局が示した表示物の設置場所で右折入場を控えるよう表示されても、その位置まで来た車はどこに行けばいいか迷う可能性があります。右折入場して、南進する対向車両の切れ目を待っているのが早いのか、国道1号へ回ったほうが早いのか判断できるような場所に表示物がある方が良いでしょう。現在予定する表示物の設置場所まで来てしまうと、右折しか選択肢がないのではないかと考えます。そのあたりは店舗設置者にご相談いただきたいです。

○西堀委員

先ほどの開発道路の表示の件は、「一時停止」の表示については了承しました。

歩行者と車両の分離はどのような形ですか。店舗内はカラー舗装での誘導が期待されていますが、開発道路に車で入って来る人、あるいは徒歩や自転車で入ってくる人は、開発道路と店舗内敷地を全く意識することなく入ってくる方々なので、その連続性が保たれているかどうかですが、この点いかがでしょうか。

○事務局

開発道路においては路側帯が作られます。接続については、開発道路は市道となり、カラー塗装は行わない予定です。

○西堀委員

ゲートまでは歩道があって、ゲートを超えるとカラー塗装ということでした承しました。

○若井副会長

駐車必要台数は46台という結果が出ています。この場合は開発道路もあるので、車が押し寄せてもある程度開発道路で吸収できると考えます。今までにご意見があったように、市道は大型車も通行する道路であり、開発道路との信号なし交差点で店舗への右折車両が1台滞留すると、後続の直進車は右折車の後ろで滞留せざるを得ない状況となると思うので、そのあたりをもう少し丁寧に検討して頂きたいです。見やすさ、渋滞の懸念をチェックして頂きたいです。

廃棄物については、紙とプラスチックの指針上の必要保管容量が、山之上北町店と比べて大きいです。あと、廃棄物保管施設平面図のE（紙製廃棄物等）とF（プラスチック製廃棄物等）の上部に示している破線は何ですか。

○事務局

破線はスライド式ドアと考えられます。

○若井副会長

山之上北町店の紙製廃棄物等とプラスチック製廃棄物等の保管施設には、スライドドア等の仕切りはつかないということですか。

○事務局

スライドドア等の仕切りの有無は出店後に確認します。

○若井副会長

生ごみの保管は極力密閉していただいて、臭いが出ないように。臭いはごみの中で一番厄介な問題です。届出通りに実施していただきたいです。

○事務局

開発道路と市道の接続部分の表示物について補足すると、店舗設置者はもう少し南側での設置も検討されましたが、借りる場所がないため先ほどお伝えした場所に設置することとなったと聞いています。表示物設置位置まで来てしまった車の誘導は、開発道路との信号なし交差点からさらに北進し、信号交差点を左折して、国道1号へアクセスできる道もあるので、店舗設置者はこの経路も検討しています。

○久会長

この経路は近隣住民から苦情が出ないか気になります。その経路の交通量は増える可能性があります。

○皆川委員

国道1号を大阪方面から京都方面へ行く場合、国道菊丘交差点では右折出来ません。国

道1号自体、比較的交通量が多いです。今回の審議案件は両店ともに株式会社コスモス薬品の店舗であり、両店舗ともに近接しているため、国道東側からの来店客については、山之上北町店の方へ積極的に案内していただければ、交通量はある程度抑えられるのではないかと考えます。市道と開発道路との信号なし交差点において、うまく右折させないようにするかの施策を打っていくことが重要です。一方で気になったのは、開発道路から市道への退店経路については支障が出るのでしょうか。

○久会長

交通計画上は開発道路で滞留するという事で、影響は小さいようですが、市道と開発道路との信号なし交差点の右折を禁止すると、市道を北方面に進行したい車が住宅地の中で転回する可能性があるので悩ましいところです。

○事務局

右折待ち渋滞に係る対策については、改めて店舗設置者に検討するよう指導したいと考えております。

○西堀委員

4点確認したいです。

1点目、開発道路の北側に面した所に住宅予定地があるが、開発道路に対して出入りする予定ですか。

2点目、店舗西側のバックヤードは、どのような建物か教えていただきたいです。

3点目、令和4年に実施した交通量調査結果を用いた交通容量の検討について、今回の店舗は国道1号に接した案件で山之上北町店とは違う環境なので、そのあたりのご意見をお聞きしたいです。

4点目、住民説明会の際に回答を保留されている項目がかなり見受けられますが、その後どういった対応をしてご納得していただけているのか、教えていただきたいです。

○事務局

1点目の住宅地は開発道路側に出入りする形です。

2点目のバックヤードについては小売スペースと一体となった建物です。

3点目の交通容量については、山之上北町店と同様にこの店舗規模であれば、令和4年度の調査時と現在を比べても予測台数には大幅な変化はないかと考えます。なお、市道と開発道路との信号なし交差点での右折車両がピーク時で45台/時と聞いています。

4点目の住民説明会で回答保留となった事項の取扱いについては、令和5年10月に店舗設置者が任意の説明会を行っており、回答保留していた事項について回答をしており、住民の方から一定のご理解を得られたと聞いています。

○西堀委員

住宅予定地の出入りとなる開発道路は、住宅予定地の居住者と店舗来店者が交錯することになります。住宅なので出入りの頻度は高くないと思いますが、市道と開発道路との信号なし交差点での右折による懸念の話も出てきていますので、注視していただきたいです。交通量の変化についても、現時点で検証しにくい所があるかと思います。市道と開発道路との信号なし交差点での右折車両がピーク時で45台/時とのことですが、それが交通容量の算出結果に基づく流動通りに、車両が動いてくれるのかどうかも含めて見ていただきたいです。

○久会長

開発道路に歩道が整備されるという事で、バリアフリーの観点から、住宅への車両乗り入れの所で段差を作らないようなデザインが出来たらと思います。

○若井副会長

店舗北西側に調整池の水は、降水量の強度によって店舗敷地北側に接続している公共下水道へ流すことになります。既設の公共下水道への負荷は大丈夫ですか。

あと、住民説明会を2回されたということです。2回目の参加人数は何人ですか。

○事務局

調整池については、枚方市の過去最大時間雨量108mmに対応できる容量を確保しています。近年雨量が増えていますが、雨水の容量が一定量増えた時点で自動的に排水管を通過して、公共下水道へ流出する形となっており、枚方市上下水道局とも協議の上での設置です。

2回目の住民説明会の参加者は14名と聞いています。

○若井委員

住民説明会の1回目が約40名で、2回目が14名ということは、住民の関心度は高いです。実際の運営に関して、苦情や申し出が出た時には、事業者に対応していただけるようお願いしたいです。

○久会長

住民説明会でも、開発に伴う話と店舗立地の話が複雑に絡まり合っています。住民説明会では株式会社コスモス薬品が対応していただけていますが、土地所有者、開発の方の声が聞こえてこない所が不信感を抱かせていると思います。雨水の問題も、住宅地の問題も、開発道路の問題も、どちらかと言うと土地所有者の問題です。今後発生する問題に対して、事務局として、は株式会社コスモス薬品と土地所有者のいずれに振り分けるか、内容を見極めていただきたいです。

それでは、本件について、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見はないものとしてよろしいですか。

(異議なし)

それでは、本審議会でもいただいた伝達事項を事務局案に追加する形でよろしいですか。

(異議なし)

本審議会の伝達事項については、特に店舗へのアクセスの問題についてご意見をいただいたので、私と事務局で整理をさせていただき、内容が反映できているか、委員の皆様にも後日確認していただくこととします。

次に、3. その他について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

事務局より3点ございます。

まず1点目ですが、本市における大規模小売店舗の届出書の提出状況についてご報告申し上げます。

令和5年10月31日に、京阪ホールディングス株式会社から、「(仮称)枚方市駅周辺地区第一種市街地再開発事業施設建築物新築工事(第3工区)」の新設の届け出があり、現在縦覧中です。

また、令和5年12月26日に、特定目的会社枚方商業施設開発から、「(仮称)伊加賀緑町SC新築工事」に係る新設の届出があり、こちらも現在縦覧中です。

2つの届出につきまして、令和6年5月と7月頃に2回、審議会の開催を予定しておりますので、ご出席よろしくお願い致します。

次に2点目ですが、令和5年2月に審議いただいたラ・ムー枚方養父店についてです。

届出時の騒音予測では、夜間最大の騒音レベルが一部の地点で騒音規制基準を上回っていたため、店舗設置者からは、営業開始後の騒音レベルの実測値を自主的に計測すると提案を受けており、この度、その測定結果の報告を受けました。

計測結果につきましては、現況の騒音レベルが、届出時に予測していた夜間最大値の騒音レベルよりすべて下回る結果となりました。

現状、近隣住民から騒音に関する苦情等は頂いておりませんが、今後、新たに騒音に関する意見が寄せられた場合は、店舗設置者側に対して、適切かつ必要な対策を講じるよう事務局としても指導を行ってまいります。

最後に3点目ですが、10月に審議いただいた光善寺駅西地区の商業施設についてです。12月9日にオープンしましたので、12月15日に現地調査を行いました。

駐車場、駐輪場、廃棄物保管施設などは届出書どおり運用されていることを確認しました。現状、近隣住民から苦情等は頂いておりませんが、本件についても、今後苦情や意見が寄せられた場合、店舗設置者側に対して、適切かつ必要な対策を講じるよう指導を行ってまいります。

事務局からは以上です。

○久会長

ありがとうございました。

以上の御報告に関して、ご質問等がございますでしょうか。

(無し)

1 件目の届出については入居する店舗ごとに届出が提出されるのでしょうか。

○事務局

各店舗ではなく、複数ある小売店舗を管理する建物設置者から届出が提出されています。

○久会長

わかりました。

それでは、本日の案件は以上となります。委員の皆様には、長時間にわたり本審議会の円滑な運営にご協力をくださり、ありがとうございました。

また、傍聴人の皆さんもお疲れ様でした。

それでは、これをもちまして、令和5年度第2回枚方市大規模小売店舗立地審議会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

以上